

指定認知症対応型共同生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護
グループホーム 和み運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、株式会社 芳栄が設置経営する認知症高齢者グループホーム、グループホーム 和み（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護従事者が、要介護者等(要支援2、要介護1～5)であって認知症の状態にある高齢者に対し家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事より、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るように支援する事を目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）は介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ適切に行うものとする。
 - 3 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
 - 4 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
 - 5 共同生活住居における介護従事者は、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は、その家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 6 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
 - 7 事業所は、自己評価及び外部評価を実施し、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の改善を図るものとする。
 - 8 事業所の運営にあたっては、運営推進会議を開催して運営状況を報告し、運営推進委員から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム 和み
- (2) 所在地 秋田県能代市二ツ井町飛根字高清水 265 番地

(利用定員)

第4条 入居利用定員は、18人とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業を実施するため、次の職員を置く。

- 1 管理者 1名（介護職員を兼務 常勤）
職員を指揮監督し、事業の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 3 計画作成担当者 2名（介護職員を兼務 常勤）
利用者の心身の状況に応じた介護計画を作成する。
- 4 介護職員 人員基準以上配置
利用者の介護、介助にあたる。

(内容及び手続きの説明、同意)

第6条 事業所はサービス提供の開始に際して、利用申込み者又はその家族に対して、運営規定の概要、重要事項、従事者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制を記載した文書若しくはパンフレットを交付して説明を行い、利用者及び家族から同意を得るものとする。

(サービスの提供方法)

第7条 介護従事者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従事者が共同で行うよう努めるものとする。
- 3 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるものとする。
- 4 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 5 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(利用料の受領)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

第9条 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける。

- | | | |
|------------|----------|---|
| (1) 食材料費 | 1日あたり | 1,400円（おやつ代含）
（朝食400円、昼食500円、夕食500円） |
| (2) 家賃 | 1ヵ月あたり | 24,000円（日割の場合800円／日） |
| (3) 管理費 | 1ヵ月あたり | 24,000円（日割の場合800円／日） |
| (4) 冬季暖房費 | (10月～3月) | 3,000円（1ヵ月あたり） |
| (5) 理美容代 | | 実費 |
| (6) おむつ代 | | 実費 |
| (7) 日用消耗品代 | | 実費 |

- (8) 前各号に掲げるもののほか、その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- 2 事業所は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(サービス提供拒否の禁止)

第10条 利用定員を上回る場合と正当な理由が無い場合を除き、サービス提供を拒否してはならない。

(入居にあたっての留意事項)

- 第11条 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合は、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認するとともに、負担割合証によって負担額の割合を確認する。
- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮して指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する。
- 3 事業所は入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態である者であることを確認するものとする。
- 4 要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否か確認する。また、申請が行われていない場合には、利用申込みの意思を踏まえ、速やかに申請が行われるよう援助する。
- 5 事業所は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等を把握し、別に定める「グループホーム 和み入居判定会議」の決定を受けるものとする。
- 6 要介護者で認知症の状態にあり、少人数により共同生活を営む事に支障ない者にサービスを提供する。
- 7 事業所は、入居申込者が入院治療を要する者である事等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供する事が困難であると認めた場合は適切な他の措置を速やかに講じるものとする。
- 8 利用者が外出、外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届ける。
- 9 利用者は、共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために協力する。

第12条 利用者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。

- 1 宗教や信条の相違などで他の利用者に迷惑を及ぼす事。
- 2 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼす事。
- 3 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害する事。
- 4 指定した以外で火気を用いる事。
- 5 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出す事。

(入退居)

- 第13条 利用者の心身の状況、おかれている環境に照らし、利用者が居宅で日常生活を営む事ができるか否かを検討する。ただし、検討にあたっては従事者間で協議を行うものとする。
- 2 利用申込者が入院治療を要する等、事業所が必要なサービスを提供する事が困難な場合には他の適切な病院、介護保険施設、地域包括支援センター等を紹介する。

- 3 居宅での日常生活が可能と認められる利用者に対して、本人及びその家族の要望、退居後におかれる環境を勘案し、円滑な退居のための援助を行うものとする。
- 4 利用者の退居に際して、地域包括支援センターに対する情報の提供や保健、医療、福祉サービスの提供者との密接な連携に努めるものとする。

(入退居の記録の記載)

第14条 入居に際して入居年月日、施設の種類、名称等を被保険者証に記載する。また、退居に際しては、退居年月日を被保険者証に記載する。

(重要事項説明)

第15条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、この運営規程の概要、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(身元引受人)

第16条 利用が決定した者は、利用の際、成人で独立の生計を営むものを身元引受人に定め、別に定める契約書により、利用者と連名で事業所と契約を締結するものとする。

(非常災害)

第17条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成するものとし、以下について実施する。

- (1) 非常災害に備え、年2回以上の避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。
- (2) 非常災害用の設備点検の定期的点検
- (3) 災害防止対策については、必要に応じて対処する体制をとる。

(緊急時における対応方法)

第18条 利用者の病状に急変が生じた場合は、速やかに協力医療機関等に連絡をとり、指示を得て対処するものとする。

(身体拘束の制限)

第19条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の身体の状態、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(虐待防止のための対策)

第20条 事業所は「虐待の防止のための措置に関する事項」として以下を実施する。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的を開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年２回以上）に実施する。

(4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は関係者（現に養護している家族・親族等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報します。

（感染対策の強化）

第２１条 事業所は感染対策の強化について、感染症又は食中毒の発生、まん延防止のための以下の措置を実施する。

(1) 委員会の開催（概ね６月に１回）、その結果の周知。

(2) 指針を整備する。

(3) 研修を年２回以上実施する。

(4) 訓練（シュミレーション）を年２回以上実施する。

（業務継続計画（BCP））

第２２条 事業所は、業務継続計画（BCP）を作成し、非常災害時及び感染症発生時において、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供することができるよう、平時より対策、研修及び訓練（各々年２回以上）を実施する。

（事故発生時の対応）

第２３条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

２ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、損害賠償を行うものとする。

（介護計画の作成）

第２４条 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、計画作成担当者及び介護職員と協議の上、援助の目的、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「認知症対応型共同生活介護計画等」という。）を作成するものとする。

２ 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画等を作成し、利用者又は家族に対し、その内容等について説明するものとする。

３ 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画等の作成後においても、利用者の身体状況の変化、認知症の進行等により、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画等の変更を行うものとする。

（利用者に関する市町村への通知）

第２５条 利用者が、正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市に対して通知する。

（苦情解決）

第２６条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要

な措置を講じるものとする。

- 2 提供したサービスに関して、市が行う文書などの提出や提示の求め又は当該市町村からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力するものとする。市から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するものとする。自ら提供した指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

(衛生管理)

第27条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第28条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た入居者及び入居者の家族等の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た入居者及び入居者の家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

第29条 事業所は、この事業を行うため、介護記録、利用料領収書綴、その他必要な記録、帳簿を整備するものとする。

第30条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社芳栄代表取締役社長と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

(施行日)

この規程は、平成20年3月30日より施行する。
この規程は、平成22年12月1日より改定する。
この規程は、平成23年2月1日より改定する。
この規程は、平成24年4月1日より改定する。
この規程は、平成27年4月1日より改定する。
この規程は、平成27年9月1日より改定する。
この規定は、平成31年4月1日より改定する。
この規定は、令和1年10月1日より改定する。
この規定は、令和3年4月1日より改定する。
この規定は、令和4年4月1日より改定する。
この規定は、令和5年4月1日より改定する。
この規定は、令和6年4月1日より改定する。
この規程は、令和6年6月1日より改定する。

この規程は、令和7年4月1日より改定する。